

<香美市教育委員会定例会会議録>

(平成31年4月19日)

招集年月日 平成31年4月12日(金)
招集場所 香美市本庁舎 2階 教育委員会会議室
会議の日時 平成31年4月19日(金) 午前9時00分
出席者 時久 恵子 宮地 憲一 西 美紀 浜田 正彦 竹平 豊久
欠席者 なし

説明のための会議出席者

教育次長	岡本 博章
教育振興課長	横山 和彦
生涯学習振興課長	黍原 美貴子
教育委員会香北分室長	吉本 浩二
教育振興課学校教育班	川島 進
教育振興課学校教育班	横田 尚明
教育振興課学校教育班	清岡 志保
教育振興課学校教育班	平野 エリ
生涯学習振興課文化班	依光 伸枝
生涯学習振興課文化班	野島 昭彦
少年育成センター	宗石 美和
美術館	小松 愛
図書館	小松 学

職務のための会議出席者

西村 愛由

傍聴人氏名

なし

(開会時刻 午前9時00分)

教育長 ただいまから、平成 31 年 4 月の教育委員会定例会を開催します。
本日の委員さんは全員出席です。
議事録の署名委員さんは、浜田委員です。よろしくお願いします。
まず前回の議事録の承認ということでよろしくお願いします。

宮地委員 会議録の文言は全体的に整理をしていただけたらと思います。よろしくお願いします。

教育長 文章の意味が分かるように整えるということでよろしくお願いいたします。教育長の報告は特にございませんで議案に早速入りたいと思います。

議案第 1 号「香美市少年育成センター運営協議会委員の退任及び委嘱について」

(議案説明)

(採決)

教育長 ご異議はありませんか。
無いようですので承認致します。
続いて、議案第 2 号をお願いします。

議案第 2 号「香美市少年育成センター補導部育成補導委員の委嘱について」

(議案説明)

(採決)

教育長 ご異議はありませんか。
無いようですので承認致します。
続いて、議案第 3 号をお願いします。

議案第 3 号「香美市少年育成センター育成部育成補導委員の委嘱について」

(議案説明)

(採決)

教育長 ご異議はありませんか。
無いようですので承認致します。
続いて、議案第4号をお願いします。

議案第4号「香美市立美術館運営審議会委員の退任及び委嘱について」

(議案説明)

(採決)

教育長 ご異議はありませんか。
無いようですので承認致します。
続いて、議案第5号をお願いします。

議案第5号「香美市立吉井勇記念館運営審議会委員の退任及び委嘱について」

(議案説明)

(質疑回答概要)

浜田委員 4号議案、5号議案、6号議案の表示ですが、全体の任期期間と残りの任期を表示しているのので、どちらかに統一した方がいいかと思います。

教育次長 任期は全体任期を表示するのが適切ではないでしょうか。

浜田委員 調べてどちらかに統一してください。

教育次長 調べて統一します。

(採決)

教育長 そうしたら任期の表し方について検討して統一するということをお願いします。
続いて、議案第6号をお願いします。

議案第6号「香美市人権教育審議会委員の退任及び委嘱について」

(議案説明)

(採決)

教育長 ご異議はありませんか。これも任期のところの検討が必要です。

教育次長 はい、確認します。

教育長 確認してください。他にご異議はありませんか。それでは承認いたします。

議案第7号「香美市人権広報委員会委員の退任及び委嘱について」

(議案説明)

(採決)

教育長 ご異議はありませんか。これも任期のところと同じですね。
それでは承認致します。

議案第8号「香美市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の制定について」

(議案説明)

教育長 ありがとうございました。質問等ございませんでしょうか。

(質疑回答概要)

宮地委員 これまで出来てなかったんですか。

教育長 これまでもやっていて、次はこの「第3次香美市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の制定」ということになります。

宮地委員 じゃあ1次と2次があるわけですね。

教育長 あります。これは何年間ですか。

事務局 第1次が平成22年度に設置されて、第2次が平成27年度から31年度までの分ということで、新たに今回作る第3次というのが32年度からまた5年間の分を策定します。

宮地委員 設置要綱は、今までもあったんですか。

事務局 第2次の時にもありまして、その年限り策定したら失効するという事です。

教育長 やるたびに新しいのをつくるということですね。

事務局 そうですね。一年限りなので。今年度作ったら平成32年の3月31日で失効するという事になります。

教育長 一年間の検討でその次の年からまた新しく5年間のを作るということです。

宮地委員 子ども読書活動推進基本計画というのは市町村になりますよね。基本計画というのは政府が作ってそれを都道府県・市町村に周知させるということになってますか。

事務局 そうです。子ども読書推進活動に関する法律です。県も同じように子ども読書活動推進計画というのを作って、市町村も各市町村ごとに作るということです。国のおおもとの基本計画というのは、ちょっと今手元にないので見てないんですけど。

宮地委員 その基本計画に基づいて、いわゆる都道府県および市町村で推進計画というのを策定していくという法律のくくりになっていると思いますので、その辺がどうなっているのか教えていただきたくて質問しました。

教育次長 努力義務です。

浜田委員 細かいことですが、これを5年ごとに見直すということは法律では決まっているということですか。それとも決まってないんですか。

事務局 法律自体には計画は5年であるということは書かれてはないです。

- 浜田委員 計画を策定する度に要綱を失効させる必要があるのですか。
- 事務局 去年までは同じような名前なんですけれども「子ども読書活動推進協議会」というのを設置して、第2次計画の検証や第3次に向けてのアンケートを去年は同じように設定して作っていて、今回第3次計画を策定するにあたって策定用の委員会ということで新たに設置というところですよ。
- 竹平委員 計画を作ってそれが子供の読書活動に生かされているのかというようなところを、今回が第3次ということですが1次2次の場合のそういった検証も踏まえてこういった計画を作っているのでしょうか。期限がきたから5年ごとにただ策定というのをやっているのか、そのあたりがちょっと釈然としませんが、どうなんですか。
- 事務局 昨年まであった推進協議会というところで、2次を作った時も1次の取組成果・課題・反省等を踏まえて2次を作っていますので、去年「推進協議会」という名前で実施した時も2次の計画の確認はしていると思います。3次を作るにあたってやはり1次2次を踏まえて去年もアンケートという形で状況調査を実施したということです。1次2次を踏まえてどういうふうにアンケートをとって結果が変わっているのかとか踏まえたうえで、第3次をここから先どうしていきましょうかなど、作りっぱなしというわけではなくて、その都度の成果や状況は確認してやっているというものにはなっています。
- 浜田委員 計画を作る為に1年間委員会があるじゃないですか、失効してしまうと計画を作った後にどうやってチェックを入れて次の5年間の中でどういうふうにまわしていったのか分かりづらいですね。結局つくったら5年間放っておいて、次策定する時にチェックを入れるのはあまりに長すぎるし、誰がチェックを入れてそれがどういうふうに計画が進んでいったのか分かるようにしていただければいいですね。
- 竹平委員 5年間やってきた経過を果たして子どもたちが読書活動についてどれほどの認識を深めてそれに対してどういうふうな読書生活の展開をするのかと、各学校とかいろいろそういった機関を通じてやっているかということですよ。要は使える要綱なのか、単に策定委員会にまわして作って一応法律に基づいて作って、今言ったように努力義務であるからという程度でやっているのかということですよ。せっかく作るものであったら新しい図書館も出来るので、そういった

ことに関連をさせて、第3次計画の策定も生きた要綱として使っていったらどうかというところを言いたかったわけです。

宮地委員 私も賛成です。せっかく新しい図書館が出来ますから、それを引き継ぐ起爆として契機として、さらに子どもたちの読書活動を推進していく。そう言われて考えてみますと「附則の2」を削除してはいかがでしょうか。
委員の任期を1年間とするんだったらこの第4条の「第4条 委員の任期は委嘱の日から平成32年3月31日までとする」という委嘱の日から年限も書いてますから、その年度の末日とするという表記を変えれば生かしていくことが出来ます。
一年一年新たな物を作るよりはそうやってみた方がチェックも出来ると思います。

教育長 たぶん教育振興基本計画の検討なんかと一緒に、27年に2次を作ったんですね。2次を作る時には策定委員会でやっておいて、そこから27、28、29、30年と推進協議会でチェックしていくということですよ。

事務局 そうですね。策定委員会とは別で「推進協議会」を同じように制定して、次策定するまでの5年間か4年間、その間はその委員さんが作ったものに対して検証をかけたという事です。

教育長 31年度というのは推進協議会と策定委員会の二つあるということではなくて策定委員会の中で検証していくということですね。

事務局 そうですね、「読書活動推進協議会」というのが31年3月31日までです。この3月、30年度末までで終わって、今年度については「策定委員会」で検証もしていくこととなります。

教育長 この策定委員会が推進委員会も兼ねたような形でチェックしながら策定していくという会になるんですね。

事務局 そうです。推進協議会の委員さんにも引き続き引き受けていただいている方がいます。

浜田委員 作った人とチェックする人が一緒ですか。

事務局 そうです。

宮地委員 要綱を一本にした方がいいかもしれません。その方が分かりやすいですね。

浜田委員 協議会が責任を持って作るという。その協議会の中の仕事として、計画の策定もちゃんと入れるということです。

教育次長 今までこれが正しいという認識でいたけれど、意見を聞いたらそういうやり方もあるんじゃないかなと思います。ちょっと研究させてください。一部改正でいくと思います。

宮地委員 設置することには全然問題ないんですけど、いわゆる法手続き上の問題です。

教育長 作るときの1年間というのは推進協議会と一緒に作ったもので、設置とかの事務など目的のあたりが両方が出来るようになっているという形ですね。だから5年間あるけど、最後の1年というのは推進に対するものと作るのと兼ねるという、また同じことが次の5カ年続くと思うんですけど。

宮地委員 第2条（2）で「読書活動推進に関すること」とありますから、ここで検証出来るわけですよ、その決まりを議題にしなくても。

教育長 教育振興基本計画も同じように10年間チェックしながら来て、5年目のところは推進委員会のままだと推進なので、策定するとき最後の2年間、策定委員会をこれと一緒にしてですよ、チェックしながら策定していくという形で2年間する。会議が増えますけど。

宮地委員 検証入れるならば 第2条（2）読書活動の推進及び検証に関する事柄ですよ、ね。

教育長 会の名前をちょっと変えないと、推進委員会だけでは策定をするのは難しいですね。

教育次長 要綱で一本にまとめるやり方もあると思います。我々も勉強不足かもしれないし、他のところも調べるなどして、今回につきましては要綱で定めて推進委員の委嘱をやっていただいて、できるものなら改正を加えていくということでしょうか。

教育長 意味はそういうことですぐにとりかからなければならない策定の委員会なので、今後検討するということが構いませんか。

事務局 今後一つにしていくか検討していくということですね。

教育長 そのときには、来年名前を変える方がいいと思います。

事務局 はい、その時までには一つにするかどうかをまた研究して、全国の市町村で作っていますので他の要綱とかも見てみます。

(採決)

教育長 他にご異議はありませんか。では承認致します。それではこれに関連しまして議案第9号をお願いします。

議案第9号「香美市子ども読書活動推進計画策定委員の委嘱について」

(議案説明)

(質疑回答概要)

教育長 いかがでしょうか。

宮地委員 6番の図書館協議会委員。今議論になっていたのがこの図書館協議会ということですか。

事務局 そうですね。図書館協議会は図書館の設置要綱の中で、図書館長の諮問機関として図書館協議会という図書館の運営に関することのそちらの委員さんということなんです。

宮地委員 これは香美市の図書館協議会ということですね。

教育長 子ども読書活動推進計画策定委員は別の組織だと私は思っていました。子どもの推進活動とは別の推進委員会があるんですね。

事務局 去年までは香美市読書活動推進協議会というのがありました。

教育長 1年間で作ったらそれがまた復活するということですよ。

浜田委員 今年の3月31日協議会の期限が切れて協議会は1年間も無いということですか。

教育長 そうです。

浜田委員 それもちょっとおかしいですね。

教育長 策定委員会の中に推進も入る形になります。

浜田委員 ただ作るだけで実際の読書活動はないのかということになりますよね。

事務局 策定事務の中でも読書活動に関する事というのがあるので、こちらでも全くノータッチというわけではないと思います。

浜田委員 やはり一本にした方が分かりやすいですね。

(採決)

教育長 女性ばかり揃うというのも読書活動を進める時の課題がみえるような気がします。他にご異議はございませんか。ないようですので承認いたします。

議案第10号「香美市立片地小学校学校運営協議会委員の委嘱について」

(議案説明)

(質疑回答概要)

宮地委員 ひとつ教えてください。地域学校協働本部ですか。
コーディネーターというのはどういうふうなものになるんですか。

事務局 地域と学校をつなぐ役割をして連絡調整などを行っています。

宮地委員 特別そういった経験を積んでそういった能力を持っているからコーディネーターになるのか、ただ「コーディネーターになってください」「はい、引き受けます」ということでしょうか。どなたでもなれるんですか。

事務局 どなたでもなれます。

宮地委員 決まりかなにかあるんですか。ことばではいっぱい聞くんですけど、ある程度そういう経験やノウハウを持っていないと出来ませんよね。誰が任命するんですか。

事務局 学校からお願いをするような形です。委嘱ではないんです。コーディネーターから、今度「活動推進員」という名前に今変えようとしているんですけども、その活動推進員になったら教育委員会の委嘱が必要になってくるので、またお願いするようにはなりません。

宮地委員 ある程度は、そういう調整役というかリードしていく立場なら、それなりのノウハウを持っている方をお願いしていただきたいと思うんです。学校の方がコーディネーターをやってもらおうということをお願いをしているということなんですね。

教育長 普通お願いする時には、地域の様子をよく知っている方ということで、地域の方がよくなるケースがあるんですけど、誰でも構わないのでしょうか。

宮地委員 コーディネーターというのは学校が任命する、お願いするということなんですね。

教育長 学校に何日かいてもらいながら案内文を作ったり、企画していくのに地域の声を拾いながら。「どうやったら地域も活発になるし学校も活発になるかな」ということの計画にも携わるし、それから地域をつなぐために出かけて行っているんなことをするというのもあるので、学校によって違いますけど学校の職員室に大体何日かつめます。だからそういったことで自由がきく人でないと、ということもあります。

事務局 あとコミュニティの委員にも入っています。

浜田委員 これは非常勤職員みたいな形になるんですか。

事務局 非常勤ではないですね。

浜田委員 どういう雇用関係ですか。雇用関係は全くないのですか。

事務局 学校で話し合っ、各学校で何時間というのが出されてきますので、時給で支払っている国の補助事業です。

宮地委員 そしたらコーディネーターから推進員に切り替えるということですが、最終的にはそういったお世話も出来て、時間もある程度ゆとりがある方ということですね。

(採決)

教育長 よろしいでしょうか。それでは承認ということでよろしくお願いします。

議案第11号「香美市立楠目小学校学校運営協議会委員の委嘱について」

(議案説明)

(質疑回答概要)

教育長 ご質問等ございませんでしょうか。

浜田委員 議案10号の片地小の方はかみっこベースの役員なので、役職を誰と相談して決めたのか教えていただきたいです。
農業ボランティアというのは確かに田植えとかいろいろ片地小でやっているの、いろいろ子どもたちと一緒にやっているの、どっちがいいのかなと思いましたが。
片地の放課後児童クラブの役員としての担当は彼なので、そっちの方が強いのかなと思いました。

事務局 そちらの方に切り替えるように学校長と話したいと思います。

宮地委員 要は学校の認識ですね。

(採決)

教育長 学童というのは一般的に使われていますが、行政用語では放課後児童クラブの方がいいと思います。
では承認いたします。

議案第12号「香美市立学校における学校運営協議会の設置に関する規則の一部を改正する規則について」

(議案説明)

宮地委員 新しい要綱の場合あらかじめ承認をしないといけないので、メンバーを決める前に各学校はこう交渉しますから承認お願いしますということを教育委員会に求めないといかんですよ。そこが抜からないようにして下さい。

(採決)

教育長 ご異議はありませんか。無いようですので承認致します。

議案第13号「平成31年度準要保護児童生徒の非認定（新規）について」

(議案第13号は非公開案件審議)

(原案のとおり承認)

教育長 ご覧になっていかがでしょうか。実情的にはここに書かれているようなことがあるようですけども、基準によって判断をすることで非認定ということで承認よろしいでしょうか。それでは承認致します。

議案第14号「通学区域（校区）外通学について」

議案第15号「通学区域（校区）外通学について」

(議案第14～15号は非公開案件審議)

(原案のとおり承認)

教育長 ご異議はありませんか。無いようですので承認致します。

議案第16号「香美市通学用ヘルメット購入費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」

(議案説明)

(採決)

教育長 ご異議はありませんか。無いようですので承認致します。

議案第17号「香美市社会教育委員の退任及び委嘱について」

(議案説明)

(質疑回答概要)

浜田委員 よろしいですか。前山田高等学校長の名前がないのはどうしてですか。

事務局 説明します。退職されまして高知県教育センターの方で今お仕事をしておりますので、退職されたことで後任の校長先生が就任しており、引き続きお願いしておりますが、前校長先生には社会教育の学識経験者ということで今現在考えておまして、交渉して出来ればまたお願いしたいということがあり保留しているところです。役職等は変わりますが、引き続き社会教育委員をお願いできないかと考えております。

教育長 していただけるようになったらもう一度、学識経験者でやっていただけたらと考えています。

事務局 今検討中でご本人も仕事の都合がありますので教育センター長と協議して決めていただいたら、本人がやっていただけるお返事をいただけるということです。

(採決)

教育長 ご異議はありませんか。無いようですので承認致します。

議案第18号「通学区域（校区）外通学について」

（議案第18号は非公開案件審議）

（原案のとおり承認）

教育長 ご異議はありませんか。無いようですので承認致します。

議案第19号「平成31年度準要保護児童生徒の認定（新規）について」

（議案第19号は非公開案件審議）

（原案のとおり承認）

教育長 ご異議はありませんか。無いようですので承認致します。続いて報告第1号をお願いします。

報告第1号「一時体験入学について」

（報告第1号は非公開）

教育長 続きまして報告第2号をお願いします。

報告第2号「平成31年度準要保護児童生徒の認定（継続）について」

（報告第2号は非公開）

教育長 議案に関しては以上です。本日の議案はすべて終了しました。

（閉会時刻：午前10時25分）